

## 特例対象となる主な償却資産

対象資産	地方税法条項 取得時期	特例率 (適用期間)	添付書類	特記
ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する資産	地方税法 第349条の3第2項 —	1/3 (取得後5年間)  2/3 (その後5年間)	各条項に応じて、 ・「設置届出書」の写し ・「事業許可書」の写し ・「補助金等の決定通知書」の写し ・「設備の仕様書」の写し 等	
農業協同組合等の共同利用に供する機械及び装置	地方税法 第349条の3第3項 —	1/2 (取得後3年間)		
公共の危害防止施設等（産業廃棄物処理施設）	地方税法附則 第15条第2項4号 令和4年3月31日まで	1/3 (無期限)		
再生可能エネルギー認定発電設備 (太陽光発電 1,000kw未満)	地方税法附則 第15条第27項1号 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	2/3 (取得後3年間)	(太陽光発電) ・一般社団法人環境共創イニシアチブの発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し ・発電出力規模・設備取得日のわかる書類等	※対象設備 (太陽光発電) 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた10kW以上かつ自家発電型設備
再生可能エネルギー認定発電設備 (太陽光発電 1,000kw以上、水力発電 5,000kw以上)	地方税法附則 第15条第27項2号 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	3/4 (取得後3年間)	(水力発電) ・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・発電出力規模・設備取得日のわかる書類等	(水力発電) 「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の認定を受けて取得したもの
再生可能エネルギー認定発電設備 (水力発電 5,000kw未満)	地方税法附則 第15条第27項3号 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	1/2 (取得後3年間)		
生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が新規取得した先端設備等	地方税法 附則第64条 (旧地方税法附則 第15条第41項)  平成30年6月6日から 令和5年3月31日まで	ゼロ (取得後3年間)	・「計画に係る申請書」の写し ・「計画に係る認定書」の写し ・「工業会等による要件証明書」の写し  ※リース会社が申告する場合の追加書類 ・「リース契約書」の写し ・「固定資産税軽減額計算書」の写し	

※税制改正により、対象資産、適用期間、特例率等が変更になる場合があります。  
 ※この表に記載されているもの以外にも、課税標準の特例の対象となるものがあります。  
 詳しくは、税務課償却資産担当へお問い合わせください。